

指定工事店に係る各種申請添付書類について

事 由	申 請 様 式	添 付 書 類
新たに指定を受けるとき	排水設備指定工事店指定申請書 (様式第1号)	新規指定申請添付書類チェックリスト参照
指定証を紛失・き損したとき	排水設備指定工事店指定証再交付申請書 (様式第3号)	添付書類不要
継続して指定を受けるとき	排水設備指定工事店継続指定申請書 (様式第4号)	継続指定申請添付書類チェックリスト参照
指定の要件を欠いたとき	排水設備指定工事店指定辞退届 (様式第5号)	横手市排水設備指定店指定証
営業を廃止・休止したとき		
名称・組織に変更があったとき	排水設備指定工事店異動届 (様式第6号)	異動届添付書類チェックリスト参照
代表者に異動があったとき		
責任技術者に異動があったとき		
営業所を移転したとき		

【参考】排水設備指定工事店要件について(横手市排水設備指定工事店に関する規則より抜粋)

(指定工事店の指定)

第4条 管理者は、指定工事店の指定を受けようとする者から申請があったときは、その内容が次に掲げる要件への適合状況を審査し、適合していると認めたときは、これを指定工事店として指定するものとする。

- (1) **営業所ごとに責任技術者を選任していること。**
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 県内に営業所を有すること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者(法人にあっては代表者)が、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものである場合

イ 工事業者(法人にあっては代表者)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものである場合

ウ 工事業者(法人にあっては代表者)が、責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

オ 工事業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

合

カ 法人であって、その役員にアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

新規指定申請 添付書類チェックリスト

【法人（株式会社、合同会社等）】

確認欄

- ☐ ①排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②代表者の履歴書
（市販の任意様式で可だが、写真貼付は必須）
- ☐ ③代表者の身分証明書
（本籍地のある市町村で発行したもの）
- ☐ ④所得証明書
（税務署から、法人税目の納税証明書「その2所得金額用」の発行を受ける）
- ☐ ⑤資産証明書
（事業所の固定資産証明書。事業所として発行できない場合は、事業所所有者の固定資産証明書。固定資産の課税をしている市町村から発行を受ける）
- ☐ ⑥納税証明書
（課税している市町村で発行した法人市民（町村民）税の納税証明書）
- ☐ ⑦営業所の平面図、写真及び見取図
（任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい）
- ☐ ⑧選任する排水設備工事責任技術者の名簿
（任意様式で可。責任技術者の氏名、住所、生年月日、職名、排水設備工事責任技術者証の登録番号・有効年月日及び他の営業所との兼務状況が記載されているもの）
- ☐ ⑨選任する排水設備工事責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し
- ☐ ⑩従業員名簿
（任意様式で可。責任技術者を含め、全部の従業員の氏名、住所、生年月日、登録番号が記載されているもの）
- ☐ ⑪設備及び機械器具の調書
（任意様式で可。設備及び機械器具の名称、形状・能力、数量が記載されているもの）
- ☐ ⑫会社定款の写し
- ☐ ⑬他の市町村で排水設備指定工事店の指定を受けている場合に、その指定証の写し
- ☐ ⑭指定店登録手数料20,000円

新規指定申請 添付書類チェックリスト

【個人事業所】

確認欄

- ☐ ①排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②代表者の履歴書
（市販の任意様式で可だが、写真貼付は必須）
- ☐ ③代表者の身分証明書
（本籍地のある市町村で発行したもの）
- ☐ ④所得証明書
（代表者の所得証明書、住民登録している市町村で発行したもの）
- ☐ ⑤資産証明書
（事業所の固定資産証明書。事業所として発行できない場合は、事業所所有者の固定資産証明書を課税している市町村から受ける）
- ☐ ⑥納税証明書
（代表者の納税証明書住民登録している市町村で発行したもの）
- ☐ ⑦営業所の平面図、写真及び見取図
（任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい）
- ☐ ⑧選任する排水設備工事責任技術者の名簿
（任意様式で可。責任技術者の氏名、住所、生年月日、職名、排水設備工事責任技術者証の登録番号・有効年月日が記載されているもの）
- ☐ ⑨従業員名簿
（任意様式で可。排水設備工事責任技術者を含め、全部の従業員の氏名、住所、生年月日、登録番号が記載されているもの）
- ☐ ⑩選任する排水設備工事責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し
- ☐ ⑪設備及び機械器具の調書
（任意様式で可。設備及び機械器具の名称、形状・能力、数量が記載されているもの）
- ☐ ⑫他の市町村で排水設備指定工事店の指定を受けている場合に、その指定証の写し
- ☐ ⑬指定店登録手数料20,000円

継続指定申請 添付書類チェックリスト

【法人（株式会社、合同会社等）】

確認欄

- ☐ ①排水設備指定工事店継続指定申請書（様式第4号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②代表者の履歴書
（市販の任意様式で可だが、写真貼付は必須）
- ☐ ③代表者の身分証明書
（本籍地のある市町村で発行したもの）
- ☐ ④所得証明書
（税務署から、法人税目の納税証明書「その2所得金額用」の発行を受ける）
- ☐ ⑤資産証明書
（事業所の固定資産証明書。事業所として発行できない場合は、事業所所有者の固定資産証明書。固定資産の課税をしている市町村から発行を受ける）
- ☐ ⑥納税証明書
（課税している市町村で発行した法人市民（町村民）税の納税証明書）
- ☐ ⑦営業所の平面図、写真及び見取図
（任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい）
- ☐ ⑧従業員名簿
（任意様式で可。排水設備工事責任技術者を含め、全部の従業員の氏名、住所、生年月日、登録番号が記載されているもの）
- ☐ ⑨選任する排水設備工事責任技術者の名簿
（任意様式で可。責任技術者の氏名、住所、生年月日、職名、排水設備工事責任技術者証の登録番号・有効年月日及び他の営業所との兼務状況が記載されているもの）
- ☐ ⑩選任する排水設備工事責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し
- ☐ ⑪設備及び機械器具の調書
（任意様式で可。設備及び機械器具の名称、形状・能力、数量が記載されているもの）
- ☐ ⑫他の市町村で排水設備指定工事店の指定を受けている場合に、その指定証の写し
- ☐ ⑬指定店登録手数料（継続）20,000円

継続指定申請 添付書類チェックリスト

【個人事業所】

確認欄

- ☐ ①排水設備指定工事店継続指定申請書（様式第4号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②代表者の履歴書
（市販の任意様式で可だが、写真貼付は必須）
- ☐ ③代表者の身分証明書
（本籍地のある市町村で発行したもの）
- ☐ ④所得証明書
（代表者の所得証明書、住民登録している市町村で発行したもの）
- ☐ ⑤資産証明書
（事業所の固定資産証明書。事業所として発行できない場合は、事業所所有者の固定資産証明書を課税している市町村から受ける）
- ☐ ⑥納税証明書
（代表者の納税証明書、住民登録している市町村で発行したもの）
- ☐ ⑦営業所の平面図、写真及び見取図
（任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい）
- ☐ ⑧従業員名簿
（任意様式で可。排水設備工事責任技術者を含め、全部の従業員の氏名、住所、生年月日、登録番号が記載されているもの）
- ☐ ⑨選任する排水設備工事責任技術者の名簿
（任意様式で可。責任技術者の氏名、住所、生年月日、職名、排水設備工事責任技術者証の登録番号が記載されているもの）
- ☐ ⑩選任する排水設備工事責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し
- ☐ ⑪設備及び機械器具の調書
（任意様式で可。設備及び機械器具の名称、形状・能力、数量が記載されているもの）
- ☐ ⑫他の市町村で排水設備指定工事店の指定を受けている場合に、その指定証の写し
- ☐ ⑬指定店登録手数料（継続）20,000円

異動届 添付書類チェックリスト

☐ 指定店の名称・組織に変更があったとき

- ☐ ①排水設備指定工事店異動届（様式第6号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②横手市排水設備指定工事店指定証
- ☐ ③会社定款の写し
- ☐ ④履歴事項全部証明書

☐ 代表者に異動があったとき

- ☐ ①排水設備指定工事店異動届（様式第6号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②代表者の履歴書
（市販の任意様式で可だが、写真貼付は必須）
- ☐ ③代表者の身分証明書
（本籍地のある市町村で発行したもの）
- ☐ ④履歴事項全部証明書
- ☐ ⑤横手市排水設備指定工事店指定証

☐ 責任技術者に異動があったとき

- ☐ ①排水設備指定工事店異動届（様式第6号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②専属する排水設備責任技術者の名簿
（任意様式で可。責任技術者の氏名、住所、生年月日、職名、排水設備責任技術者証の登録番号・有効年月日が記載されているもの）
- ☐ ③専属する責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し

☐ 営業所を移転したとき

- ☐ ①排水設備指定工事店異動届（様式第6号）
（下水道課から入手。または、市ホームページからダウンロード）
- ☐ ②営業所の平面図、写真及び見取図
（任意の図面で可だが、事業所の所在及び建物の配置、事務所の間取等がわかりやすく明記されたもの。写真は事業所全体図が写っているもの。また、できるだけ事業所名も写っていることが望ましい）